

# 教員採用試験に向けた年間学習スケジュール

教員採用試験で最終合格するためには、計画的なスケジュール立てが大切です。東京アカデミーでは年間を通して対策講座や模試を実施しており、時期に応じて講義内容・レベルを変えながら段階的に学力が身に付くようになっています。自分自身の学習スケジュールにうまく組み入れてください。

現役生の方向け 一般選考対策コース 現役生部・全日制		2月生					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
現役生部 全日制	基礎力養成期間 県別マスター(教養・人物) 教養演習			教育実習	無料特典! 県別直前 対策講座	一次試験	二次試験
別途申込	専門科目 通学・短期		オリジナル講座			二次試験直前 ポイントゼミ	二次試験 面接対策講座
模試 (コースを含む)		第2回 全国公開模試	自治体別 模試		第3回 全国公開模試		

**オススメ対象者** ※現役生以外の方も受講可能  
 ★教育実習期間を外した講座のスケジュールになっているので安心!  
 ・現役大学生で、4月以降は大学の講義で忙しい方  
 ・試験対策にたくさん時間を費やしたい方

リベンジの方向け 一般選考対策コース 全日制		4・5月生					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
全日制			県別マスター基礎 県別マスター実践		県別直前 対策講座	一次試験	二次試験
別途申込	専門科目 通学・短期		オリジナル講座			二次試験直前 ポイントゼミ	二次試験 面接対策講座
模試 (コースを含む)		第2回 全国公開模試	自治体別 模試		第3回 全国公開模試		

※東京校のみ受講

講師の方向け 一般選考対策コース 土日部・日土部		4・5月生					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
土日部 日土部			基礎力養成期間	県別マスター(人物)	県別直前 対策講座	一次試験	二次試験
別途申込	専門科目 通学・短期		オリジナル講座			二次試験直前 ポイントゼミ	二次試験 面接対策講座
模試 (コースを含む)		第2回 全国公開模試	自治体別 模試		第3回 全国公開模試		

**オススメ対象者** ※講師以外の方も受講可能  
 ・試験直前期まで対策を取りたい方  
 ・休日を使って、まとめて講義を受講したい方

### miniコラム 「一般教養」と「小学校全科」の対策は併用できる?

出題範囲は似ていますが、難易度は「小学校全科」>「一般教養」です。また、例えば「小学校全科」の「国語」では、古典や漢字の筆順など「一般教養」では出題されない問題もあります。一般教養が課される自治体の小学校を志望する方は、一般教養と小学校全科の両方の講座を受講することで、一般教養はもちろん、小学校全科対策も基礎～発展へと効率的に行うことができます。

講師の方向け 一般選考対策コース 夜間部		4・5月生					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
夜間部			基礎力養成期間	県別マスター(人物)	県別直前 対策講座	一次試験	二次試験
別途申込	専門科目 通学・短期		オリジナル講座			二次試験直前 ポイントゼミ	二次試験 面接対策講座
模試 (コースを含む)		第2回 全国公開模試	自治体別 模試		第3回 全国公開模試		

**オススメ対象者** ※講師以外の方も受講可能  
 ・仕事帰りの平日夜間の時間を有効的に使いたい方

講師の方向け 特例受験・人物試験対策コース		4月生					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
日曜部 夜間部			人物対策		県別直前 対策講座	一次試験	二次試験
別途申込	専門科目 通学・短期		オリジナル講座			二次試験直前 ポイントゼミ	二次試験 面接対策講座
模試 (コースを含む)		第2回 全国公開模試	自治体別 模試		第3回 全国公開模試		

**オススメ対象者**  
 ・特例選考で受験される方 【特例受験対策コース】東京都、神奈川県・横浜市、埼玉県・さいたま市  
 【期限付任用特例受験対策コース】東京都  
 ・人物試験(面接・模擬授業など)が特に不安な方 【人物試験対策コース】千葉県・千葉市

### 教職教養の学習はなぜ重要なのか?

教員採用試験は、学力試験よりも人物試験が重要視されていると聞きました。なぜ教職教養を先に学習しておかなければいけないのでしょうか?

論文試験や個人面接をはじめとする人物試験では、教職教養の知識を踏まえて回答をしなければなりません。そのため、人物試験対策の前に教職教養の知識の定着が求められます。東京アカデミーの講義では、「教職教養⇒人物対策」の順番で講義を行うので、人物試験の強固なベースをつくることができます。

例えば、場面指導(ロールプレイング)または面接での質問で、児童・生徒対応を問われた場合に必要な知識は…

- ◎児童・生徒の発達に関する知識・理解
- ◎児童・生徒の問題行動の定義や動向(統計的な知識)
- ◎問題行動に対する国や自治体の基本姿勢・施策
- ◎「生徒指導提要」の関連事項
- ◎学校教育法第11条
- ◎学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例(文科省)
- ◎体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導徹底について(文科省通知)
- ◎いじめ防止対策基本法 等、教職教養の知識が必須です!

コース案内